

障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応を図る目的のため、市町村及び障害福祉サービス等事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス等事業者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスの事業を行う者
- (2) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業又は同法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う者

（補助の対象）

第3条 補助の対象とする事業は、次の事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

- (1) 障害福祉サービス等衛生管理体制確保支援等事業

令和2年3月24日障サ第2332号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長通知の別紙「障害福祉サービス等衛生管理体制確保費支援等事業実施要綱」に基づき障害福祉サービス等事業者が行う事業

- (2) 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業

令和2年3月24日障福第3018号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長通知の別紙「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、前条の規定により算定した額を限度とし、その算出方法は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控

除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 規則第3条第1項の規定による交付申請書の提出期日は別に定める。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、軽微な変更を除いては、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から3日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）事業実績報告書（第3号様式）に係る書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、令和元年度消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本

部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から6年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第13条 補助事業者は、住所、氏名又は法人名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、障害福祉サービス等衛生管理体制確保支援事業については令和2年1月16日から、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業は令和2年3月2日から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>障害福祉サービス等衛生管理体制確保支援等事業</p>	<p>(1) 1の事業所の利用定員規模に応じて次の限度額の範囲で知事が必要と認めた額</p> <p><定員規模> <限度額></p> <p>20人未満 2万円</p> <p>40人未満 4万円</p> <p>40人以上 6万円</p> <p>※ 利用定員の定めがない訪問系サービスにおいては令和2年2月の実利用者数による。</p> <p>(2) 1事業所につき35万円以内で知事が必要と認めた額</p>	<p>(1)障害福祉サービス等事業者が新型コロナウイルス感染症対策として購入した衛生用品購入経費(令和2年3月31日までに購入し、納品が完了したものに限り。)</p> <p>(2)障害福祉サービス等事業者が、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等における感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼して実施するための経費(令和2年3月31日までに消毒作業が完了したものに限り。)</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p>
<p>特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p>	<p>特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱に定める必要な経費</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p>

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
団体名
代表者
職・氏名



障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1又は別紙2）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

（注）（2）は市町村のみ提出するものとし、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
団体名
代表者
職・氏名



障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）補助事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る 補助事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

2 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

3 変更（中止、廃止）の理由

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
団体名
代表者
職・氏名



障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

添付書類

- 1 実施状況調（別紙3又は別紙4）
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

（注） 2は市町村のみ提出するものとし、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
団体名
代表者
職・氏名



令和元年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。